



温故療院上島訪問介護室

☆事業所情報

令和1年10月1日現在

事業所番号	2277100307
通常の実施地域	浜松市中区及び東区
休業日	日曜日及び12月30日～1月3日 ※但し、必要に応じ休業日の対応をいたします。また、電話連絡は24時間常時連絡が可能な体制としています。

《介護給付 1割負担額》

身体介護 1 I	20分以上 30分未満	299円/1回
身体介護 2 I	30分以上 1時間未満	474円/1回
身体介護 3 I	1時間以上 1時間30分未満	692円/1回
生活援助 2 I	20分以上 45分未満	218円/1回
生活援助 3 I	45分以上	269円/1回
訪問介護初回加算	200円/月	
緊急時訪問介護加算	100円/1回	

《介護予防給付 1割負担額》

週1回程度の利用が必要な場合	1,172円/月
週2回程度の利用が必要な場合	2,342円/月
週2回を超える利用が必要な場合	3,715円/月
予防訪問介護初回加算	200円/月

- ①早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）は25%加算、深夜（22時～6時）は50%加算となります。
- ②一定の条件のもとに2人の訪問介護員が1人のお客様に訪問介護サービスを行った場合は、2人分の料金となります。
- ③新規の訪問介護計画を作成した場合は、初回加算を算定する場合があります。
- ④居宅サービス計画書に位置付けられていない訪問介護（身体介護が中心のものに限る）を、お客様又はそのご家族様から要請を受けてか24時間以内に行った場合は、緊急時訪問介護加算を算定する場合があります。
- ⑤介護職員処遇改善加算（I）として、合計金額に対し1000分の137が加算されます。
- ⑥介護職員特定処遇改善加算（I）として、合計金額に対し1000分の63が加算されます。
- ⑦浜松市は地域区分が「7等級」であるため、単位数に10.21円を乗じた金額の1割が自己負担となります。